

札幌市市有施設照明LED化事業（市民利用施設ほかブロック）
提案説明書

1 本書の目的

本書は、札幌市（以下「本市」という。）が実施する「札幌市市有施設照明LED化事業（市民利用施設ほかブロック）」の委託について、提案者に求める事項を定めたものについて定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

札幌市市有施設照明LED化事業（市民利用施設ほかブロック）

(2) 事業方式及び契約期間

事業方式：ESCO事業（ギャランティード・セイビングス方式）（設置年度内評価）

契約期間：契約締結日（令和8年12月上旬頃を予定）から令和12年3月31日まで

各年度事業期間：契約締結日～令和9年3月31日（1年目）

令和9年4月1日～令和10年3月31日（2年目）

令和10年4月1日～令和11年3月30日（3年目）

令和11年4月1日～令和12年3月29日（4年目）

(3) 事業規模

1,170,400,000円（うち消費税等額106,400,000円）以内

(4) 事業対象施設

施設数 324施設（一般施設：98施設、公園トイレ：226施設）

照明台数 25,583台

別紙「対象施設一覧（市民利用施設ほかブロック）」のとおり。

施設の詳細な情報は、「9 提出方法等」(2)のとおり、「守秘義務の遵守に関する誓約書（様式5）」を提出した参加資格を有すると判断された者に対し、「事業費算出表（様式7）」及び「事業効果算出表（様式8）」として配布する。

※別紙では、対象照明器具及び数量の情報も含まれる。

(5) 事業特徴

土日や夜間の開館施設が多く、施設運営を継続したままの作業となるため、一般利用者との動線分離（第三者への安全対策）や、変則的な作業時間に対応できる高度な工程管理能力が求められる。

3 参加資格等

以下の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 提案書類の提出期限日までに、令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けていない者

- (6) 直近1年間において、法人税、事業税、地方税を滞納していない者

4 応募条件

(1) 応募者

- ア 本事業の応募者は、本事業を実施する能力のある「単独事業者」又は「複数事業者が共同するグループ」のいずれかとする。
- イ 単独事業者として応募する場合、(2)のアで示す各構成員の役割を単独で全て担い、(3)～(6)で示す資格要件の全てに合致しなければならない。
- ウ 複数事業者が共同するグループとして応募する場合、その構成員を全て明らかにしたうえで、(2)のアで示す各構成員の役割を分担することとし、各役割を担う構成員は、(3)～(6)で示すそれぞれの役割ごとの資格要件に合致しなければならない。また、構成員のうち事業役割を担う構成員から代表企業1名を選出すること。
- エ 応募者（「単独事業者」又は「複数事業者が共同するグループの構成員（機器調達役割を除く）」）は、当該事業に別で応募する「単独事業者」又は「複数事業者が共同するグループの構成員（機器調達役割を除く）」との重複は認めない。

(2) 応募者及び各構成員の役割

- ア 応募者は、次の各号に掲げる役割を全て担うよう構成員を配置し、各構成員はその役割を統括する。
- (7) 事業役割
本市との窓口となり、協議及び契約等諸手続を行い、本事業遂行の全ての責を負う。また、代表企業は契約内容に関する代表権を持つ。
- (4) 性能品質管理役割
現地調査に関する業務及び作業の監理に関する業務等、性能品質管理を全て実施する。
- (7) 機器調達役割
使用する機器を調達する。
- (エ) 作業実施役割
安全管理、工程管理や施工管理等、現場でのLED化作業に係る全てを実施する。
- イ 一の構成員が、複数の役割を担うことができる。
- ウ 各役割は、1者又は2者以上の複数の構成員で担うことができる。
- エ 本市との協議及び本市の検査等には、事業役割を担う構成員が立ち会うこと。

(3) 事業役割

- ア 事業役割を担う構成員は、本事業の運営、取締役まりを行うほか、代表企業から本事業に係る契約に基づく一切の権限（契約金額の変更、代金の請求及び受領並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使する者として、業務責任者を配置し得ること。なお、当該責任者は、直接的な雇用関係にあり、かつ参加表明日（参加申請書を提出した日）において3か月以上の雇用関係があること。
- イ 事業役割を担う構成員は、ESCO事業（ESCO事業者の経費を光熱水費の削減分で賄う事業を指す。以下同じ。）の実施実績（提案のみを除く。）又は大規模な照明設備LED化工事（1件当たり500台以上の照明器具一体のLED化を行ったもの（元請の場合に限る。））の実施実績があること。（平成27年4月1日以降に契約し、参加表明書提出日までに事業が完了しているもの又は1年以上の事業期間が経過したものに限る。）

(4) 性能品質管理役割

- ア 性能品質管理役割を担う構成員は、設計・監理業務を適切に行うため、責任者と

して建築設備士、設備設計一級建築士、技術士（電気電子）、一級電気工事施工管理技士若しくはエネルギー管理士（電気）のいずれかの資格者を業務に配置できること。

(5) 機器調達役割

ア 機器調達役割を担う構成員は、照明器具製造企業、代理店、照明器具販売店のほか、使用する機器を適切に調達できるものであること。なお、調達先は複数者とすることができる。

(6) 作業実施役割

ア 作業実施役割を担う構成員は、令和7・8年度札幌市競争入札参加者名簿における工種「電気」、等級「A」、所在地が市内業者（札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者）であること。

イ 作業実施役割を担う構成員は、建設業法第3条第1項の規定により、電気工事に係る建設業法に基づいた許可を受けた者であること。また、建設業法に基づく「電気工事業」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を配置し得ること。なお、当該配置技術者については、次の各号に掲げる条件を全て満たしていること。

(7) 直接的な雇用関係にあり、かつ参加表明日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。

(4) 配置技術者については、建設業法に示す監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）又は主任技術者を法令に基づき適切に配置すること。ただし、現地調査期間の配置は不要である。

ウ 作業実施役割を担う構成員及びその一次下請業者のうち、市内中小企業に該当する企業が作業する照明器具の台数を、本事業でLED化する照明器具の総作業台数で除した数値（割合）が2分の1以上となるような体制を確保すること。なお、一次下請業者の作業台数には、その二次下請業者以降が作業する台数を含めるものとする。

5 提出書類

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) グループ構成表（様式2）
- (3) 会社概要（様式3）
- (4) ESCO事業及び大規模な照明設備LED化事業実績（様式4－1）
- (5) ESCO事業及び大規模な照明設備LED化事業の実績を証明できる資料（更新台数がわかる資料を含む）
- (6) 各役割の責任者の業務実績表（様式4－2）
- (7) 守秘義務の遵守に関する誓約書（様式5）
- (8) 市内中小企業の予定作業割合（様式6）
- (9) 事業費算出表（様式7）
- (10) 事業効果算出表（様式8）
- (11) 企画提案書
A4判に下記5項目の提案事項を記載されているものをまとめること。
 - ア 提案1 作業管理、品質管理に関する留意点及び対策
 - イ 提案2 安全管理、緊急対応に関する留意点及び対策
 - ウ 提案3 照明の仕様、品質、省エネ効果に関する留意点及び対策
 - エ 提案4 アスベスト対策の実施手法及び体制
 - オ 提案5 施設運営への配慮点及び調整方法
- (12) 質問書（様式9）
- (13) 参加辞退届（様式10）

6 企画提案書の内容について

別紙「仕様書」及び「評価基準」を熟読のうえ、以下の点について、企画提案を行うこと。

- (1) 確実な実施体制を構築し、「仕様書」に示す業務を実施すること。
- (2) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- (3) 事業規模の範囲内で、指定されたエネルギー削減を可能な限り、低廉な金額で実現すること。
- (4) 各年度の事業対象施設の照明設備は各年度末から14日以上前までにLED化を完了させ、各年度作業期間の末日までに本市の完了検査に合格すること。
- (5) 提案にあたっては、仕様書に記載する「予想されるリスクと責任分担」の表を想定したうえで提案を行うものとする。
- (6) その他、効果的な提案がある場合は提案を行うものとする。

7 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) A4判で印刷の向き「縦」で作成を行うこと。
- (2) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「札幌市照明設備LED化事業（市民利用施設ほかブロック）」と記載すること。
- (3) 企画提案書は正本1部、副本8部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。副本はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。
- (4) 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合

は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

また、所在地についても、正本を除き、「北海道札幌市」など市町村までの記載とし、会社を特定できないように留意すること。

(5) 体裁は以下のとおりとする。

ア 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

イ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズを原則12pt以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1行あたり39文字を限度に記入すること。

ウ 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

8 企画競争実施に係るスケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

企画競争実施の告示	7月1日（水）
質問受付	7月1日（水）～7月10日（金）
参加表明書及び会社概要の提出期限	7月14日（火）
参加資格審査結果決定通知送付	審査完了後随時
企画提案書の提出期限	8月3日（月）
審査・評価	8月24日（月）～8月28日（金）のうち、いずれかの1日 ※応募者が原則6者以上の場合、審査（プレゼンテーション）前に上記期間に書類審査を実施する。その場合、審査以降仮契約の締結までのスケジュールを繰り下げる見込み。
優先交渉権者の決定・通知	8月下旬頃予定
基本協定の締結 ※基本協定締結後、現地調査等の準備は可能とする	9月上旬頃予定
仮契約の締結	9月中旬頃予定
本契約の成立（確定）	12月上旬頃予定

9 提出方法等

(1) 提出部数

ア 「5 提出書類」(1)～(7)：各1部

イ 「5 提出書類」(8)～(10)：1部、「5 提出書類」(11)：9部（正本1部、副本8部）

(2) 提出期限

ア 「5 提出書類」(1)～(7)

令和8年7月14日（火）17時【必着】

- ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、審査完了後随時、結果を通知する。
- ・守秘義務の遵守に関する誓約書（様式5）を提出した参加資格を有すると判断された者に対し、事業費算出に必要な守秘義務対象資料（施設の詳細な情報を含む資料）として事業費算出表（様式7）及び事業効果算出表（様式8）を配布する。配布方法については、事務局より対象者へ連絡する。

- ・ 企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合には、提案書の提出期限までに、参加辞退届（様式10）を提出すること。

イ 「5 提出書類」(8)～(11)

令和8年8月3日（月）17時【必着】

(3) 提出方法

下記提出先へ持参又は郵送により提出すること。なお、本提出書類は郵便法及び信書便法で規定される「信書」に該当することから、発送方法に留意すること。

(4) 提出先

〒060-8611札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所12階
札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課省エネルギー係
担当：横山、須田
電話：011-211-2872、FAX：011-218-5108
e-mail: kan.ems@city.sapporo.jp

10 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式9）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

7月1日（水）～7月10日（金）12時00分

イ 提出方法

電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「札幌市市有施設照明LED化事業（市民利用施設ほかブロック）に関する質問」とすること。電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

上記電子メールアドレスに提出すること。

(2) 回答

回答は、ホームページに令和8年7月14日（火）17時までにすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。

11 企画提案の審査

企画提案は、「札幌市市有施設照明LED化事業に係る企画競争評価実施委員会」（以下「評価実施委員会」という。）において非公開で審査する。

審査に当たっては、評価実施委員会の各委員が下記プレゼンテーションを踏まえ、別紙「評価基準」に基づき、100点満点で採点し、各委員の評価点の平均が60点を超え、かつ、当該平均点の最も高い企画提案者を本件業務の契約候補者として選定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点の平均が60点を超える場合には契約候補者として選定する。

(1) 審査・評価

ア 日時

(イ) 応募者が原則5者以内の場合

令和8年8月24日（月）～8月28日（金）のうち、いずれかの1日

(ロ) 応募者が原則6者以上の場合

令和8年9月4日（金）～9月18日（金）のうち、いずれかの1日

イ 会場

札幌市役所会議室（予定）※日時及び会場は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

エ 発表時間について

1 企画提案者あたりプレゼンテーション15分、質疑10分（予定）。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

オ 書類審査について

応募者が原則6者以上の場合、審査（プレゼンテーション）前に、企画提案書などの提出書類を踏まえた書類審査を、別紙「評価基準」に基づき実施する。書類審査を実施する場合、選考結果は8月下旬頃に通知する。

(2) 評価基準

別紙のとおり。

(3) その他

当該事業の契約候補者として選定された場合、各構成員は別に審査を実施する「札幌市市有施設照明LED化事業（文化・福祉施設ほかブロック）」及び「札幌市市有施設照明LED化事業（スポーツ施設ほかブロック）」の2事業との機器調達役割を除く構成員との重複は認めない。

12 事業者の決定について

上記11により選定した契約候補者と仕様書に基づき、基本協定を締結し詳細を協議したのち、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他の関係規程に基づき、契約候補者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結するものとする。ただし、この交渉の中で、採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため本市と企画提案者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

なお、契約候補者が「3 参加資格等」のいずれかに該当しないこととなった場合、協議が不調に終わった場合や、下記13の事項に該当する場合には、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

13 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

14 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

15 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知

を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

16 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

17 その他の留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画提案の著作権は各企画提案者に帰属する。

イ 本市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案を本市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 企画提案者は、本市に対し、同提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、同提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 本企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。